

海外旅行保険

留 学 生
プ ラ ン 用

旅行

このパンフレットは、海外の学校に留学*1する留学生、ワーキング・ホリデー*2向けオプションの概要をご紹介します。

- *1 留学とは、勉学、研修および技術修得を目的として海外に滞在することをいいます。
- *2 ワーキング・ホリデーとは、海外で一定期間の休暇を過ごす活動とその間の滞在費を補うための就労を二国間で相互に認める制度をいいます。

このような方におすすめします

- 留学、ワーキング・ホリデーでアパートやマンションを借りて滞在される方
- 扶養者に万一のことがあった場合でも留学が続けられるよう備えておきたい方（旅行目的が留学の場合のみ）



プランの 選び方

保険期間
31日
まで

P. 5

保険期間
31日
超

滞在先は？

宿泊施設
(ホテル等)

P. 6

居住施設 (アパート・寮・ホームステイ等)

P. 7

あんしん
をプラス!

治療費等が高額になっても安心の治療・救援費用保険金額「無制限」タイプをラインナップ!

「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」のご注意

治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するものではありません。また、費用の種類によっては、P.5～7の表の支払限度額（「無制限」を含みます。）とは別の限度額等が設けられているものもあります。本パンフレットP.11～12もあわせてご確認ください。

1 東京海上日動の海外旅行保険について(保険の概要)

目次



- 1 東京海上日動の海外旅行保険について(保険の概要) P.1~2
- 2 東京海上日動のサービス体制 P.3~4
- 3 ご契約金額と保険料..... P.5~8
- 4 補償のご案内 P.9
- 5 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容) P.10~14

海外旅行保険には、大きく分けて4つの補償があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、本パンフレットP.10~14をご確認ください。

①ご自身のケガや病気に関する補償

旅先でのケガや病気が原因で亡くなってしまった場合

お支払いする 保険金の種類	ケガを原因とする死亡の場合は
	傷害死亡保険金
	病気を原因とする死亡の場合は
	疾病死亡保険金



旅先でのケガが原因で後遺障害が生じてしまった場合

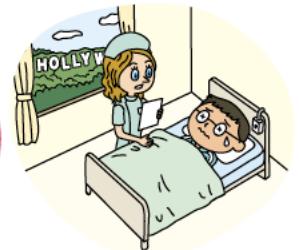
お支払いする 保険金の種類	傷害後遺障害保険金
------------------	-----------



旅先で旅行前にかかっていた病気の症状が急激に悪化^{*1}して治療が必要になった場合

お支払いする 保険金の種類	保険期間 ^{*2} 31日まで
	疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金

さらに大きな
あんしん
をプラス!



海外旅行開始前に渡航先での診察が予約されていた場合等、保険金お支払いの対象とならない場合があります。本パンフレット P.13~14 もあわせてご確認ください。

旅先でのケガや病気が原因で治療が必要になった場合

お支払いする 保険金の種類	治療・救援費用保険金
------------------	------------

保険金額
無制限
タイプを
ラインナップ!



ケガや病気で継続して3日以上入院で家族に駆けつけてもらうことになった場合

お支払いする 保険金の種類	治療・救援費用保険金
------------------	------------



*1 症状の急激な悪化とは?

海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方が予め予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

*2 保険期間31日までのご契約で「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約」がセットされているご契約の場合にお支払いの対象となります。本特約の保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救援費用部分合計で300万円が限度となります(治療・救援費用保険金額300万円超の場合)。なお、旅行日程が延長となり、31日超の保険期間に期間延長される場合、延長された期間については本特約をセットすることはできません。

②他人にケガ等をさせてしまったときの補償

人にケガをさせてしまった場合

お支払いする 保険金の種類	賠償責任保険金
------------------	---------



ホテルの部屋を水浸しにしてしまった場合

お支払いする 保険金の種類	賠償責任保険金
------------------	---------



他人の物を壊してしまった場合

お支払いする 保険金の種類	賠償責任保険金
------------------	---------



③ 持ち物に関する補償

旅先で盗難にあい盗まれたものが出てこなかった場合

お支払いする保険金の種類 **携行品損害保険金 *3*4*5**



デジタルカメラ等を落として壊してしまった場合

お支払いする保険金の種類 **携行品損害保険金 *3*4*5**



※本パンフレットP.13～14もあわせてご確認ください。
 *3 携行品（パスポートを含みます。）の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）による損害については保険金をお支払いできません。
 *4 携行品1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等は合計5万円）がお支払いの限度となります。
 *5 携行品の盗難、強盗、航空会社等に預けた手荷物の不着による損害については、保険期間を通じて30万円がお支払いの限度となる場合があります（保険金額30万円超の場合）。

④ その他の費用に関する補償

航空会社に預けた手荷物が出てこなくて、身の回りの品を買った場合

お支払いする保険金の種類 **航空機寄託手荷物保険金 *6**



航空機の出発が遅れ、ホテル代や食事代等を負担した場合

お支払いする保険金の種類 **航空機遅延保険金 *7**



〈保険期間が3か月超のお客様向け〉
補償を追加するオプション

親族が危篤で、
旅行中に急ぎよ
一時帰国した場合

お支払いする保険金の種類 **保険期間3か月超 緊急一時帰国費用保険金**



※本パンフレットP.13～14もあわせてご確認ください。

*6 「寄託手荷物遅延等費用保険金」を指します。

*7 「出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金」および「乗継遅延費用保険金」を指します。

留学生向けオプション(保険期間31日超、居住施設(アパート・寮・ホームステイ等))

お店の商品を壊したり、アパートの部屋を水浸しにした場合

お支払いする保険金の種類 **留学生賠償責任保険金**



アパート内の家財を盗まれたり、カメラを落として壊した場合

お支払いする保険金の種類 **留学生生活用動産損害保険金**



留学生の扶養者が事故により死亡されたり、重度後遺障害となった場合

お支払いする保険金の種類 **留学継続費用保険金 (旅行目的が「留学」の場合のみ)**

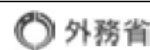


関連情報



外務省 海外安全情報配信サービス

「たびレジ」とは、外務省からの最新の安全情報を日本語で受信できる海外安全情報無料配信サービスです。



「たびレジ」の4つの安心

安心1

出発前から
旅先の安全情報を入手!

「〇〇地区では外国人旅行者を狙ったひったくりが多発しています!」

安心2

旅行中も
最新情報を受信!

「〇〇地区では外出禁止令が発出されました!」

安心3

現地で事件・事故に巻き込まれても
素早く支援!

「被害に遭われていませんか?」

簡易登録で

安心4

日本にいても
世界の最新情報を入手!

△△地区で地震が発生!
××国で感染症が流行!

「たびレジ」登録はこちら

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>



2 東京海上日動のサービス体制*1

海外旅行中の「困った」を解決する 東京海上日動海外総合サポートデスク

海外からのお客様のお電話を日本(東京)で受け付けいたします。

日本語で対応*2

24時間/年中無休

※各種サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

※戦争等の理由により安全性が確保できない地域においてはサービスをご提供できない場合があります。

※弊社はご案内しているサービスについて保険契約に基づく提供義務を負わず、弊社の判断によりサービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。

※サービス内容は変更・中止となる場合があります。

*1 「主たる旅行先」が海外から日本のご契約または保険の対象となる方が日本ご滞在中の場合は、一部のサービスをご利用いただけません。

*2 海外におけるサービスは、現地の各種提携会社を通じてご提供させていただきます。医師または看護師等は原則として、日本語を話すことができませんので予めご了承ください。

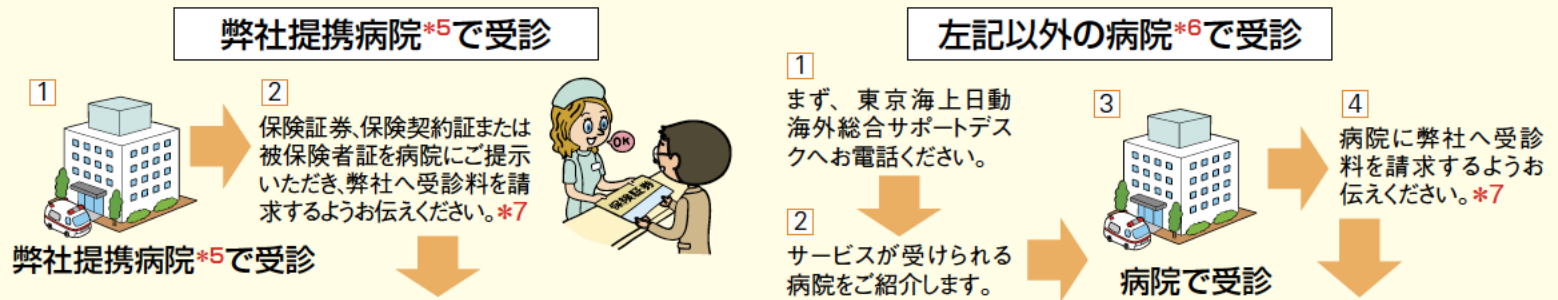
①ケガ・病気の際のアシスタンスサービス

対象

保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちのお客様

何かと心配な海外での病院受診時にお客様をお守りします!

キャッシュレス・メディカル・サービス*3 *4



病院の窓口で受診料をお支払いいただく前に受診終了!

(上記のいずれの医療機関であっても、キャッシュレス・メディカル・サービスが提供できない場合がございますので、予めご了承ください。また、サービス内容は変更・中止となる場合があります。)

※治療費用について保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

*3 疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金*8に関するご注意

キャッシュレス・メディカル・サービスのご利用にあたっては、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。なお、この場合にはお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることがあります。

*4 治療にかかる費用が少額の場合には病院窓口で治療費をお支払いいただく場合がございます。この場合には後日保険金の請求手続きをお願いします。

*5 弊社提携病院とは、東京海上日動が提携している世界90都市以上の約280の病院をいいます(2022年12月現在)。

主な提携病院につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

*6 弊社への受診料請求を了承した病院に限ります。

*7 「海外旅行保険あんしんガイドブック」に、弊社へ受診料を請求するよう病院へお伝えいただく際の参考英文を記載しております。

*8 本パンフレットP.11~12記載の「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」をい、海外旅行開始前に発病していた病気を原因として、旅行中にその症状が急激に悪化し医師の治療を開始する場合の治療費に対する保険金をいいます。

上記の他、次のようなサービスもごございます。

病人・ケガ人の
移送の手配



救援者の渡航手続き、
ホテルの手配



※ご契約の海外旅行保険で保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

②緊急医療相談サービス

緊急医療相談

海外での急病やケガへの対処の方法等、東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに常駐している看護師または現役救急医が24時間365日体制で電話によりアドバイスいたします。



※本サービスは電話によっていただいた情報をもとに一般的なアドバイスをさせていただくものであり、医療行為はご提供しません。

※ご出国前およびご帰国後の日本からのご利用はできません。

※本サービスは、保険の対象となる方ご本人および帯同されるご家族が対象となります。

③ トラベルプロテクト

対象 保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちのお客様で、かつ契約タイプでご契約のお客様

快適なご旅行をお楽しみいただくために、ケガや病気の有無にかかわらずご利用いただけるサービスです。なお、ご出国前およびご帰国後の日本からのご利用はできません。このサービスは、弊社の委託先を通じてご提供いたします。

困った ホテルでトラブルが発生した。でもフロントにうまく伝えられない



電話による通訳

海外旅行中、言葉が通じずお困りの際、電話にてお客様の伝えたい内容を現地の方にお伝えいたします。

43か国語に対応(2022年12月現在)

※ご希望される言語により、四者通話にてサービス提供させていただきますことがあります。

手数料
無料

その他にも多彩なサービスメニューをご用意しています。

手数料
無料*9

クレジットカードを紛失・盗難された場合のサポート

クレジットカードの紛失・盗難時にカード会社への紛失・盗難届の手続きに関するアドバイスをいたします。

パスポートを紛失・盗難された場合のサポート

パスポートの紛失・盗難時に、領事館・大使館の所在地・電話番号等をご案内いたします。

空港とホテルの間の送迎予約・手配

空港に着いて電車も終わっている。こんなときに、空港とホテル間の送迎車の予約と手配を行います(当社が指定した事業者に限ります。)

旅行関連の安全情報の提供

気候や天候に関する情報提供、予防接種等の健康関連情報、祝日・使用言語に関する情報等をご提供いたします。

メッセージの伝達

海外旅行中のお客様に代わって、日本のご親族、勤務先等へ手短なメッセージを電話、FAX、電子メールでお伝えいたします。

*9 予約・手配等にかかわる手数料は無料ですが、送迎代、航空運賃、宿泊施設の客室料等の実費はおお客様のご負担となります。

困った ホテルの予約方法がわからない! どうしよう!



ホテル・航空券に関するサポート

ホテルや航空券に関する予約・手配をお客様に代わって行います。情報提供のみのご利用も可能です。

手数料
無料*9

④ スーツケース修理サービス

対象 携行品損害保険金、留学生生活用動産損害保険金をお支払いできる場合

事故により破損したお客様のスーツケースの修理を弊社指定の修理会社にご依頼いただくことで、修理費(保険金)を弊社から修理会社に直接お支払いするサービスです。宅配での修理のご依頼やお受け取りが可能のため、直接店舗に出向いて修理を依頼されたり、修理費をお立て替えいただく手間がかかりません。

- ※サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。
- ※航空会社から補償金、修理費用等を受領された場合は、ご利用いただけません。
- ※一部のブランドについては、ご利用いただけない場合があります。
- ※免責金額(自己負担額)が設定されているご契約の場合は、ご利用いただけません。
- ※スーツケース修理サービスの提供は日本国内に限ります。



⑤ こころのカウンセリングサービス

対象 保険期間が3か月超のご契約*10または企業等の包括契約に関する特約がセットされているご契約のお客様

東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに所属する臨床心理士が、プライバシーを守りながら、お電話およびメールにて相談に応じます。

ご利用方法およびご利用時の注意点等の詳細については、「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

- ※サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。
- ※ご出国前およびご帰国後の日本からの利用はできません。
- ※電話カウンセリングについては、保険期間中かつ毎年12月1日から翌年11月30日までの間に1人5回までとさせていただきます。また、地域や内容によりご要望に沿えない場合があります。
- ※本サービスは、保険の対象となる方ご本人および帯同されるご家族が対象となります。
- *10 包括契約に関する特約がセットされている場合は除きます。



⑥ お客様特典

海外用WiFi「グローバルWiFi」等のレンタルを弊社提携料金(25%割引)でお申込みいただけます(サービス提供会社:株式会社ビジョン)。

- ※サービスのご利用方法、サービス内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。
- ※サービスのご利用は1人1回までとさせていただきます。

3 ご契約金額と保険料

ご契約の際のご注意

- 保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行(海外への留学またはワーキング・ホリデー等)の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください(最長2年)。
なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」、「6月1日より7月31日までの旅行」の保険期間は「2か月まで」、「6月1日より8月1日までの旅行」の保険期間は「3か月まで」となります。

保険期間 31日まで

契約タイプ	15歳以上～69歳以下			0～69歳以下					70歳以上*3				
	A6	A5	A4	A3	A2	C3	C2	B2	E3	E2	F4	F3	F2
傷害死亡	1億円	7,500万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	—	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	—	1,000万円
傷害後遺障害	1億円	7,500万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	5,000万円	5,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円
治療・救援費用	無制限			無制限				3,000万円	無制限		無制限		3,000万円
応急治療・救援費用*4	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	1,000万円	500万円	—	—	—	—
賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品損害	30万円	30万円	30万円	20万円	20万円	30万円	30万円	10万円	30万円	20万円	20万円	20万円	10万円
航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
航空機遅延*5	セットあり			セットあり					セットあり		セットあり		
払い込みいただく保険料													
保険期間1日まで	5,560円	4,740円	3,910円	3,210円	2,880円	3,030円	2,430円	2,350円	5,000円	4,130円	3,690円	3,470円	3,220円
2日まで	6,740円	5,890円	5,040円	4,290円	3,950円	4,160円	3,560円	3,300円	6,590円	5,670円	5,230円	5,010円	4,620円
3日まで	7,710円	6,860円	6,010円	5,240円	4,900円	5,130円	4,520円	4,140円	7,950円	7,000円	6,560円	6,340円	5,820円
4日まで	8,550円	7,680円	6,800円	5,990円	5,640円	5,920円	5,310円	4,780円	9,690円	8,700円	8,260円	8,040円	7,360円
5日まで	9,530円	8,630円	7,730円	6,860円	6,500円	6,850円	6,200円	5,520円	11,570円	10,500円	10,060円	9,840円	8,980円
6日まで	10,550円	9,630円	8,700円	7,790円	7,420円	7,820円	7,150円	6,300円	13,380円	12,260円	11,820円	11,600円	10,560円
7日まで	11,400円	10,460円	9,500円	8,550円	8,170円	8,580円	7,890円	6,950円	15,140円	13,980円	13,520円	13,290円	12,120円
8日まで	12,550円	11,580円	10,600円	9,610円	9,220円	9,680円	8,990円	7,880円	16,820円	15,640円	15,180円	14,950円	13,660円
9日まで	13,250円	12,280円	11,300円	10,290円	9,900円	10,380円	9,680円	8,460円	18,520円	17,310円	16,850円	16,620円	15,200円
10日まで	13,970円	12,980円	11,970円	10,930円	10,530円	11,050円	10,340円	9,000円	20,240円	19,000円	18,540円	18,310円	16,750円
11日まで	14,720円	13,700円	12,670円	11,580円	11,170円	11,710円	10,990円	9,560円	21,970円	20,680円	20,200円	19,960円	18,290円
12日まで	15,530円	14,460円	13,380円	12,240円	11,810円	12,380円	11,640円	10,090円	23,760円	22,410円	21,910円	21,660円	19,840円
13日まで	16,300円	15,210円	14,100円	12,920円	12,480円	13,100円	12,360円	10,670円	25,490円	24,100円	23,600円	23,350円	21,380円
14日まで	16,950円	15,830円	14,700円	13,480円	13,030円	13,660円	12,900円	11,130円	27,210円	25,780円	25,260円	25,000円	22,920円
15日まで	20,050円	18,930円	17,800円	16,570円	16,120円	16,760円	16,000円	14,040円	32,990円	31,550円	31,030円	30,770円	28,340円
17日まで	21,430円	20,260円	19,080円	17,800円	17,330円	18,040円	17,270円	15,150円	35,090円	33,590円	33,070円	32,810円	30,200円
19日まで	23,330円	22,110円	20,880円	19,540円	19,050円	19,800円	19,010円	16,690円	38,850円	37,290円	36,750円	36,480円	33,620円
21日まで	25,110円	23,840円	22,560円	21,160円	20,650円	21,440円	20,630円	18,130円	42,120円	40,490円	39,930円	39,650円	36,560円
23日まで	27,240円	25,870円	24,490円	22,970円	22,420円	23,290円	22,440円	19,690円	45,010円	43,250円	42,650円	42,350円	39,070円
25日まで	29,220円	27,750円	26,270円	24,660円	24,070円	24,990円	24,120円	21,170円	48,260円	46,430円	45,790円	45,470円	42,010円
27日まで	31,250円	29,730円	28,200円	26,530円	25,920円	26,880円	25,980円	22,890円	51,250円	49,350円	48,690円	48,360円	44,730円
29日まで	33,120円	31,500円	29,870円	28,120円	27,470円	28,470円	27,550円	24,310円	54,840円	52,860円	52,160円	51,810円	47,970円
31日まで	34,990円	33,320円	31,640円	29,840円	29,170円	30,200円	29,230円	25,850円	58,240円	56,190円	55,470円	55,110円	51,080円

*3 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます)。

*4 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。

*5 1回の事故について、保険の対象となる方が下表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

	保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
①	宿泊施設の客室料	3万円
②	交通費*6もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③	食事代	5,000円

*6 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

*7 契約タイプでご契約され、保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちいただいているお客様が対象になります。



- 各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年取等に応じた引受けの限度額があります。
- 次のいずれかに該当する場合、ご契約できる傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、それぞれ「他の保険契約等*1」と合算して、3,000万円*2が上限となりますので、ご注意ください。
- ①始期日における保険の対象となる方の年齢が満15歳未満の場合
- ②ご契約者と保険の対象となる方が異なるご契約で保険の対象となる方の同意がない場合
- *1 この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。
- *2 旅行目的が「留学」「ワーキング・ホリデー」の場合の限度額となります。
- スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、裏表紙「ご契約に関するご注意」の②をご確認ください。
- 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、裏表紙「ご契約に関するご注意」の③をご確認ください。

保険期間 31日超

宿泊施設(ホテル等)向け

※本タイプは、滞在先が居住施設(アパート・寮・ホームステイ等)の場合にもご契約いただけますが、その場合には滞在中の居住施設内に保管中の携行品の損害および、戸室全体を賃借しているアパート等に対する賠償責任は補償の対象外となります。
 ※保険証券、保険契約証または被保険者証に「一時帰国中担保」と表示されているお客様には「一時帰国中担保特約」が割増保険料なしでセットされます。ただし、「数次海外旅行者に関する特約」をセットしているご契約を除きます。
 ※始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上の場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

契約タイプ	0~29歳以下				30歳以上~69歳以下				
	L2	N4	M2	L3	L3	L2	N4	M2	
傷 害 死 亡	3,000万円	1,000万円	1,000万円	5,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	
傷 害 後 遺 障 害	3,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	
治 療 ・ 救 援 費 用	無制限			3,000万円	無制限			3,000万円	
疾 病 死 亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	
賠 償 責 任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	
携 行 品 損 害	20万円	20万円	10万円	30万円	30万円	20万円	20万円	10万円	
航 空 機 寄 託 手 荷 物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	
航 空 機 遅 延*5	セットあり				セットあり				
払い込みいただく保険料	保険期間 34日まで	29,570円	28,850円	24,020円	31,380円	34,640円	32,830円	32,110円	28,130円
	39日まで	33,480円	32,760円	27,500円	35,330円	41,560円	39,710円	38,990円	34,440円
	46日まで	39,850円	39,110円	32,720円	41,720円	52,800円	50,930円	50,190円	44,800円
	53日まで	46,630円	45,790円	37,990円	48,730円	66,110円	64,010円	63,170円	56,720円
	2か月まで	56,610円	55,670円	46,540円	58,950円	77,790円	75,450円	74,510円	67,070円
	3か月まで	68,650円	67,450円	56,340円	71,640円	106,540円	103,550円	102,350円	92,430円
	4か月まで	93,420円	91,800円	77,470円	97,440円	151,590円	147,570円	145,950円	132,120円
	5か月まで	121,960円	119,960円	101,390円	126,930円	196,440円	191,470円	189,470円	171,750円
	6か月まで	146,540円	144,120円	121,440円	152,520円	240,750円	234,770円	232,350円	210,780円
	7か月まで	171,690円	168,870円	143,990円	178,680円	285,100円	278,110円	275,290円	249,850円
	8か月まで	196,230円	192,990円	164,610円	204,240円	330,180円	322,170円	318,930円	289,570円
	9か月まで	219,240円	215,580円	184,750円	228,300円	375,370円	366,310円	362,650円	329,330円
10か月まで	241,510円	237,430円	204,050円	251,600円	420,460円	410,370円	406,290円	369,040円	
11か月まで	264,290円	259,830円	222,880円	275,320円	465,270円	454,240円	449,780円	408,660円	
1年まで	284,880円	280,020円	240,570円	296,940円	510,360円	498,300円	493,440円	448,370円	

保険期間が3か月超のお客様向けオプション 緊急一時帰国費用・保険料表

旅行先	アジア 地域	北米・中米・ 南米 オセアニア 中近東地域	欧州 アフリカ 地域
保険金額 (ご契約金額)	40万円	70万円	100万円
払い込みいただく 保険料	ご本人 のみ	ご本人 のみ	ご本人 のみ
保険期間 4か月まで	5,240円	9,170円	13,090円
5か月まで	6,070円	10,620円	15,180円
6か月まで	6,900円	12,080円	17,260円
7か月まで	7,740円	13,540円	19,340円
8か月まで	8,570円	15,000円	21,430円
9か月まで	9,400円	16,460円	23,510円
10か月まで	10,240円	17,920円	25,590円
11か月まで	11,070円	19,370円	27,680円
1年まで	11,900円	20,830円	29,760円

*8 保険期間が3か月超のご契約(除く、包括契約に関する特約がセットされている場合)または、企業等の包括契約に関する特約がセットされているご契約のお客様が対象になります。

「緊急一時帰国費用」についてのご注意

- ①海外渡航期間(最初の出国手続き完了時から海外旅行の目的を終え最終目的国の入国手続きを完了した時まで)が3か月超で、かつ、海外渡航(旅行)中の滞在先が確認できる場合に限りセットすることが可能です。
- ②保険期間は、海外渡航期間に合わせて設定してください。
- ③緊急一時帰国費用保険金の支払対象となる費用について、勤務先の慶弔規程等により給付を受けることができる場合は、代理店または弊社へご照会ください。場合によってはセットできないことがありますので、予めご了承ください。また、ご契約後、緊急一時帰国費用保険金の支払対象となる費用について、給付を受けることができる慶弔規程等の制度が勤務先等で制定される場合は予め、制定されていることをお知りになった場合は遅滞なくご契約の代理店または弊社へご連絡ください。

3 ご契約金額と保険料

ご契約金額と保険料は①②③からお選びください。

組み合わせ例

①基本補償 + ②留学生賠償責任 + ③留学生生活用動産

オススメパターン (保険期間1年、0～29歳以下の場合)

S2 + 保険金額:1億円 + 保険金額:60万円 = 304,530円
 ①270,100円 + ②2,940円 + ③31,490円

保険期間 **31** 日超

居住施設 (アパート・寮・ホームステイ等) 向け

①基本補償

契約タイプ	0～29歳以下			30歳以上～69歳以下			
	S3	S2*1 オススメ	T2*1	S3	S2*1 オススメ	T2*1	
傷害死亡	5,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	
傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	
治療・救済費用	無制限		3,000万円	無制限		3,000万円	
疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	
航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	
航空機遅延*2	セットあり			セットあり			
払い込みいただく保険料	保険期間 34日まで	27,030円	25,690円	21,550円	30,290円	28,950円	25,660円
	39日まで	30,920円	29,540円	25,000円	37,150円	35,770円	31,940円
	46日まで	37,280円	35,880円	30,190円	48,360円	46,960円	42,270円
	53日まで	44,250円	42,630円	35,430円	61,630円	60,010円	54,160円
	2か月まで	54,240円	52,400円	43,840円	73,080円	71,240円	64,370円
	3か月まで	66,240円	63,820円	53,220円	101,140円	98,720円	89,310円
	4か月まで	90,830円	87,510円	73,640円	144,980円	141,660円	128,290円
	5か月まで	119,130円	114,970円	96,850円	188,640円	184,480円	167,210円
	6か月まで	143,510円	138,470円	116,190円	231,740円	226,700円	205,530円
	7か月まで	168,420円	162,500円	138,000円	274,840円	268,920円	243,860円
	8か月まで	192,760円	185,940円	157,890円	318,700円	311,880円	282,850円
	9か月まで	215,540円	207,800円	177,280円	362,610円	354,870円	321,860円
	10か月まで	237,580円	228,940円	195,830円	406,440円	397,800円	360,820円
	11か月まで	260,090円	250,630円	213,950円	450,040円	440,580円	399,730円
	1年まで	280,460円	270,100円	230,900円	493,880円	483,520円	438,700円
2年*4	560,920円	540,200円	461,810円	987,760円	967,040円	877,400円	

②留学生賠償責任・③留学生生活用動産

保険金額(ご契約金額)	②留学生賠償責任 (免責金額0円)						
	1億円 オススメ	5,000万円	3,000万円	1,000万円	100万円	80万円	
払い込みいただく保険料	保険期間 34日まで	620円	540円	480円	400円	7,860円	7,520円
	39日まで	680円	590円	520円	440円	8,610円	8,240円
	46日まで	740円	640円	570円	480円	9,360円	8,950円
	53日まで	790円	690円	610円	520円	10,110円	9,670円
	2か月まで	850円	740円	660円	550円	10,860円	10,380円
	3か月まで	1,060円	920円	820円	690円	13,480円	12,900円
	4か月まで	1,290円	1,130円	1,000円	840円	16,470円	15,760円
	5か月まで	1,500円	1,310円	1,160円	970円	19,090円	18,260円
	6か月まで	1,710円	1,480円	1,320円	1,110円	21,710円	20,780円
	7か月まで	1,910円	1,660円	1,480円	1,240円	24,330円	23,280円
	8か月まで	2,120円	1,840円	1,640円	1,380円	26,950円	25,790円
	9か月まで	2,320円	2,020円	1,800円	1,510円	29,570円	28,300円
	10か月まで	2,530円	2,200円	1,950円	1,640円	32,190円	30,810円
	11か月まで	2,740円	2,380円	2,110円	1,780円	34,810円	33,310円
	1年まで	2,940円	2,560円	2,270円	1,910円	37,430円	35,820円
2年*4	5,880円	5,120円	4,550円	3,820円	74,870円	71,640円	

*1 主に以下のご契約向けにS2、T2タイプをご用意しております。
 ○始期日における保険の対象となる方の年齢が満15歳未満の場合
 ○ご契約者と保険の対象となる方が異なるご契約で保険の対象となる方の同意がない場合

*2 1回の事故について、保険の対象となる方が下表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
① 宿泊施設の客室料	3万円
② 交通費*3もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③ 食事代	5,000円

*3 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

ご契約の際のご注意

- **保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行(海外への留学またはワーキング・ホリデー等)の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください(最長2年)。**なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より7月15日までの旅行」の保険期間は「46日まで」、「6月1日より7月31日までの旅行」の保険期間は「2か月まで」、「6月1日より8月1日までの旅行」の保険期間は「3か月まで」となります。
- 各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。特に保険の対象となる方が始期日時点で満15歳未満の場合や、ご契約者と保険の対象となる方が異なり、ご契約内容に対する保険の対象となる方の同意がない場合には、S3タイプをご契約いただけませんのでご注意ください。
- スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、裏表紙「ご契約に関するご注意」の②をご確認ください。
- 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、裏表紙「ご契約に関するご注意」の③をご確認ください。



留学継続費用担保特約をご契約される場合

保険金額(ご契約金額)および保険期間に応じて以下の保険料が追加が必要となります。

旅行目的がワーキング・ホリデーの場合、「留学継続費用担保特約」をセットすることはできません。

保険金額*7 (ご契約金額)		200万円	150万円	120万円
払い込みいただく保険料*8	保険期間 34日まで	180円	140円	110円
	39日まで	200円	150円	120円
	46日まで	220円	170円	130円
	53日まで	240円	180円	140円
	2か月まで	260円	200円	160円
	3か月まで	320円	240円	190円
	4か月まで	380円	290円	230円
	5か月まで	440円	330円	260円
	6か月まで	520円	390円	310円
	7か月まで	580円	440円	350円
	8か月まで	640円	480円	380円
	9か月まで	700円	530円	420円
	10か月まで	760円	570円	460円
	11か月まで	820円	620円	490円
	1年まで	880円	660円	530円
	2年*4	3,520円	2,640円	2,110円

保険期間が3か月超のお客様向けオプション

緊急一時帰国費用・保険料表

旅行先	アジア地域	北米・中米・南米 オセアニア 中近東地域	欧州 アフリカ地域
保険金額(ご契約金額)	40万円	70万円	100万円
払い込みいただく保険料	ご本人のみ	ご本人のみ	ご本人のみ
保険期間 4か月まで	5,240円	9,170円	13,090円
5か月まで	6,070円	10,620円	15,180円
6か月まで	6,900円	12,080円	17,260円
7か月まで	7,740円	13,540円	19,340円
8か月まで	8,570円	15,000円	21,430円
9か月まで	9,400円	16,460円	23,510円
10か月まで	10,240円	17,920円	25,590円
11か月まで	11,070円	19,370円	27,680円
1年まで	11,900円	20,830円	29,760円
2年*4	23,810円	41,660円	59,520円

③留学生生活用動産(免責金額0円)

70万円	60万円 オススメ	50万円	40万円
7,180円	6,610円	5,860円	5,020円
7,860円	7,240円	6,420円	5,500円
8,540円	7,870円	6,980円	5,980円
9,230円	8,500円	7,530円	6,460円
9,910円	9,130円	8,090円	6,940円
12,300円	11,330円	10,040円	8,620円
15,040円	13,850円	12,270円	10,530円
17,420円	16,060円	14,230円	12,200円
19,820円	18,260円	16,180円	13,880円
22,210円	20,470円	18,130円	15,550円
24,600円	22,670円	20,080円	17,230円
26,990円	24,880円	22,040円	18,900円
29,390円	27,080円	23,990円	20,580円
31,770円	29,290円	25,940円	22,250円
34,170円	31,490円	27,890円	23,930円
68,330円	62,980円	55,790円	47,860円

「緊急一時帰国費用」についてのご注意

- ① 海外渡航期間(最初の出国手続き完了時から海外旅行の目的を終え最終目的国の入国手続きを完了した時まで)が3か月超で、かつ、海外渡航(旅行)中の滞在先が確認できる場合に限りセットすることが可能です。
- ② 保険期間は、海外渡航期間に合わせて設定してください。
- ③ 緊急一時帰国費用保険金の支払対象となる費用について、勤務先の慶弔規程等により給付を受けることができる場合は、代理店または弊社へご照会ください。場合によってはセットできないことがありますので、予めご了承ください。また、ご契約後、緊急一時帰国費用保険金の支払対象となる費用について、給付を受けることができる慶弔規程等の制度が勤務先等で制定される場合は予め、制定されていることをご知りました場合は遅滞なくご契約の代理店または弊社へご連絡ください。




- *4 保険期間が1年を超えて端日数がある場合の保険料は代理店または弊社までお問い合わせください。
- *5 契約タイプでご契約され、保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちいただいているお客様が対象になります。
- *6 保険期間が3か月超のご契約(除く、包括契約に関する特約がセットされている場合)または、企業等の包括契約に関する特約がセットされているご契約のお客様が対象になります。
- *7 扶養者が事故によるケガが原因で死亡または重度後遺障害が生じた時から予定留学終了時までの年数等によってお支払い額が異なります。詳細は、補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)の留学継続費用保険金の「お支払い額」をご確認ください。
- *8 上記の保険料は、「保険期間=留学期間」を前提として算出した保険料となります。保険期間より留学期間が短いご契約の場合は保険料が異なりますので、代理店または弊社までお問い合わせください。

4 補償のご案内

携行品損害保険金 と 留学生生活用動産損害保険金 の比較 (概要)

(詳細は本パンフレットP.10、13～14をご確認ください)






○=補償されます ×=補償されません

事故状況	保険期間 31 日超		ご注意
	携行品損害保険金	留学生生活用動産損害保険金	
携行中 市内観光からホテルに戻る路上で引ったくりに遭い、鞆を奪われた。 	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ●携行品（留学生生活用動産では「宿泊・居住施設保管中の物」も含まれます。）1個、1組または1対あたりの補償限度額は10万円となります。（乗車券等は合計5万円限度、旅券は1回の保険事故につき5万円限度） ●携行品損害保険金のお支払い額は、保険期間を通じて携行品損害保険金額を限度とします。 ●留学生生活用動産損害保険金のお支払い額は、同一保険年度内の事故に対して留学生生活用動産損害保険金額を限度とします。
ホテル等の宿泊施設に保管中 ホテルに帰宅するとカメラが盗まれていた。 	○	○	
アパート等の居住施設に保管中 アパート（借家）に帰宅するとカメラが盗まれていた。 	×	○	

賠償責任保険金 と 留学生賠償責任保険金 の比較 (概要)

(詳細は本パンフレットP.10～12をご確認ください)

○=補償されます ×=補償されません

事故状況	保険期間 31 日超		ご注意
	賠償責任保険金	留学生賠償責任保険金	
歩行中 歩行中、他人とぶつかってケガをさせてしまい、治療費について損害賠償を請求された。 	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ●留学生賠償責任保険金における居住施設の損害については、対象が部屋か部屋以外かによって対象となる損害が異なります。 <p>部屋の場合 部屋に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は、以下に限ります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①火災、爆発、破裂により部屋に与えた損害 ②漏水、放水またはあふれ水による水濡れにより部屋に与えた損害。ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます。 <p>部屋以外の場合 火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水濡れによる損害</p>
ホテル等の宿泊施設に滞在中 ホテルの部屋を水浸しにしてしまった。 	○	○	
アパート等の居住施設に滞在中*1 アパート（借家）の部屋を水浸しにしてしまった。 	×	○	
ホテル等の宿泊施設に滞在中 ホテルの部屋のガラスを誤って割ってしまい、損害賠償責任を負ってしまった。 	○	○	
アパート等の居住施設に滞在中*1 アパート（借家）の部屋のガラスを誤って割ってしまい、損害賠償責任を負ってしまった。 	×	×	

*1 建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合に限ります。

5 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

留学生向けオプション

「海外旅行中」とは 保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が海外への留学またはワーキング・ホリデーの目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。



ご注意 留学生賠償責任保険金、留学生生活用動産損害保険金、留学継続費用保険金については現地での保険金支払いができません。保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。日本にて保険金請求の手続きをお願いします。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、弊社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
留学生賠償責任保険金	<p>お支払いする場合</p> <p>海外旅行中の偶然な事故により、日常生活に起因する事故、または住宅*1の所有、使用または管理に起因する事故で他人にケガをさせたり、他人の財物に損害*2を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p>*1 住宅とは？ 保険の対象となる方の留学または旅行のための宿泊施設もしくは居住施設をいいます。</p> <p>*2 レンタル会社より契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)、居住施設(部屋内の動産を含みます。)*3を含みます。</p> <p>*3 居住施設の損害については、対象が部屋か部屋以外かによって対象となる損害が異なります。</p> <p>部屋の場合 部屋に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は、以下に限ります。 ①火災、爆発、破裂により部屋に与えた損害 ②漏水、放水またはあふれ水による水濡れにより部屋に与えた損害。ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます。</p> <p>部屋以外の場合 火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水濡れによる損害</p>	<p>お支払い額</p> <p>損害賠償金の額</p> <p>※ 1回の事故について、留学生賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>※ 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、予め弊社にご相談ください。</p> <p>※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。</p> <p>※ 保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。</p>	<p>たとえば、</p> <ol style="list-style-type: none"> 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変*4 放射線照射、放射能汚染 ご契約者または保険の対象となる方の故意 職務遂行またはアルバイト業務に関する(仕事上の)賠償責任 航空機、船舶*5、車両*6、銃器(空気銃を除きます。)*6の所有・使用・管理に起因する賠償責任 受託品に関する賠償責任(*2で含める物はお支払いの対象になります。) 親族*7に対する賠償責任 <p>*4 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。 *5 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。 *6 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービル等はお支払いの対象となります。</p>
留学生生活用動産損害保険金	<p>お支払いする場合</p> <p>海外旅行中に生活用動産*10が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合</p> <p>*10 生活用動産とは？ 保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借りたカメラ、カバン、衣類等の携行品*11または保険の対象となる方の宿泊・居住施設に保管中の物をいいます。ただし、現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等および別送品は含みません。</p> <p>*11 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。</p>	<p>お支払い額</p> <p>(携行品または宿泊・居住施設保管中の物1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額*12</p> <p>※ 乗車券等については合計5万円を限度とします。</p> <p>※ 旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。</p> <p>※ 同一保険年度内の事故に対して、留学生生活用動産損害保険金額を限度とします。</p> <p>*12 損害額とは？ 損害が生じた携行品の時価額*13とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額*13のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地に負担した場合に限ります。)、交通費、宿泊施設の客室料も含みます。乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険事故の後に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。</p> <p>*13 時価額とは、再取得価額*14から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。</p> <p>*14 再取得価額とは、保険の対象と同一の構造・質・用途・規模・型・能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。</p> <p>※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。</p>	<p>上記①②に加え、たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ご契約者、保険の対象となる方、保険金受取人の故意または重大な過失 無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故による損害 携行品の置き忘れまたは紛失*15 保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い 単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査等での錠の破壊はお支払いの対象となります。) ガラス器具、陶磁器、美術・骨董品の損壊*16 温度変化・湿度変化によって生じた損害、管球類に生じた損害、液体の流出*16 <p>*15 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *16 火災、落雷、爆発や台風、豪雨等の風水災または盗難等による損害はお支払いの対象となります。</p>
留学継続費用保険金(留学生の場合のみ)	<p>お支払いする場合</p> <p>海外の学校*17に在籍中に、保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に保険の対象となる方の扶養者*18が、死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)、または、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に保険の対象となる方の扶養者*18の身体に重度後遺障害が生じた場合</p> <p>*17 学校とは？ 一定の教育目的の下に、一定の場所において、組織的、計画的かつ継続的に留学生に対して学術、技能の教育を行う施設をいいます。</p>	<p>お支払い額</p> <p>扶養者*18が左記の状態となった時から予定留学終了時までの年数*19に留学継続費用保険金額を乗じた額</p> <p>*18 扶養者とは？ 保険の対象となる方の親族*7のうち保険の対象となる方の留学費用を主として負担している方をいいます。</p> <p>*19 1年に満たない場合または1年未満の端日数が生じた場合は、1年を365日として計算した割合により保険金の額を決定します。</p>	<p>上記①②に加え、たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ご契約者、保険の対象となる方または扶養者*18の故意または重大な過失 扶養者*18のけんかや自殺行為・犯罪行為 扶養者*18の無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故 扶養者*18の脳疾患、疾病、心神喪失や妊娠、出産、早産、流産 保険の対象となる方が海外の学校に在籍する学生・生徒でない場合 扶養者*18が保険の対象となる方を扶養していない場合

*7 6親等内の血族、配偶者*8または3親等内の姻族をいいます。
*8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。)
①婚姻意思*9を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること
*9 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

5 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

保険期間 **31** 日まで

保険期間 **31** 日超

共通の補償

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

旅先でケガをして



傷害死亡
保険金

お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて**180日以内**に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)

傷害後遺障害
保険金

お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて**180日以内**に身体に後遺障害が生じた場合

旅先で病気やケガの治療をして



治療・救援費用
保険金

治療費用部分

お支払いする場合

①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合
②海外旅行開始後に発病した病気*3により、旅行終了後**72時間を経過するまでに**医師の治療を受けられた場合
③海外旅行中に感染した特定の感染症*4*6により、旅行終了日からその日を含めて**30日を経過するまでに**医師の治療を受けられた場合

救援費用部分

お支払いする場合

①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて**180日以内**に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)
②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、**3日以上*7**続けて入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。)
③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合
④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合
⑤海外旅行中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 等
*7 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

※治療費用部分・救援費用部分共通のご注意

お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa. b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。
a.日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用

旅先で病気をして



疾病死亡
保険金

お支払いする場合

①海外旅行中に病気で死亡された場合
②海外旅行開始後に発病した病気*3により、旅行終了後**72時間を経過するまでに**医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合
③海外旅行中に感染した特定の感染症*4*11により、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合

他人にケガ等をさせて



賠償責任
保険金

お支払いする場合

海外旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害*12を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合

*12 次に掲げる損害を含みます。

- ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)に与えた損害
- ・居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。
- ・レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害

*3 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。

*4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症、政令により一類感染症・二類感染症・三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症または同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症*5をいいます。

*5 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)

*6 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。

*8 6親等内の血族、配偶者*9または3親等内の姻族をいいます。

「海外旅行中」とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が海外旅行(海外への留学またはワーキング・ホリデー等)の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。



ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、弊社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金のお支払い額

お支払い額

傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。
※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。

お支払い額

(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4%~100%*2
※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。

*2 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。)。ただし、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険証券、保険契約証または被保険者証に表示がある場合に、この特約がセットされます。

お支払い額

下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の費用については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて**180日以内**に必要となった費用に限りです。)

※日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。

①医師・病院に支払った診療・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。) ②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費 ③義手、義足の修理費(ケガの場合のみ) ④入院のため必要になった a.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。) ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用

お支払い額

ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*8の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額

①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救援者**3名分まで**) ③救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名分かつ救援者1名につき**14日分まで**) ④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費(合計で20万円まで) ⑤現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。) ⑥遺体処理費用(100万円まで)

b.海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用
c.日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分

お支払い額

疾病死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。

お支払い額

損害賠償金の額
※1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。
※損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、予め弊社にご相談ください。
※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。
※保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。

保険金をお支払いしない主な場合

- たとえば、
- ①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失
 - ②保険金受取人の故意または重大な過失
 - ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変*1
 - ④放射線照射、放射能汚染
 - ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ
 - ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為
 - ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ
 - ⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ
 - ⑨ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)

*1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。

- 上記①~④、⑥に加え、たとえば
- ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故
 - ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症の治療費用
 - ・歯科疾病
 - ・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ
 - ・海外旅行開始前に発病した病気(疾病に関する応急治療・救済費用担保特約がセットされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。)
 - ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
 - ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ等(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)
 - ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金お支払いの対象となります。)



- 上記①~④、⑥に加え、たとえば、
- ・妊娠、出産、早産、流産、またはこれらが原因の病気および不妊症
 - ・歯科疾病
 - ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病による死亡(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)

- 上記③④に加え、たとえば、
- ・ご契約者または保険の対象となる方の故意
 - ・職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任
 - ・所有・使用・管理する財物の損壊または紛失について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任
 - ・航空機、船舶*13、車両*14、銃器(空気銃を除きます。)の所有・使用・管理に起因する賠償責任
 - ・親族*8に対する賠償責任

*13 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。
*14 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービル等はお支払いの対象となります。

*9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚約とは異なります。)

- ①婚姻意思*10を有すること
 - ②同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること
- *10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
*11 保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。

5 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

保険期間 **31** 日まで

保険期間 **31** 日超

共通の補償

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

持ち物が
損害を受けて



携行品損害
保険金

お支払いする場合

海外旅行中に携行品*1が盗難・破損・火災等の偶然な事故によって損害を受けた場合

*1 携行品とは?

保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品*2をいいます。現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ・ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等は含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内)にある間および別送品は含みません。

*2 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。

ご注意

保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

手荷物が届かなくて



航空機寄託
手荷物
保険金

お支払いする場合

① 出発地または乗継地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗する予定の航空機が、出発予定時刻から**6時間以内**に出発せず、その航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物を受け取れなかったために、出発予定時刻から**96時間以内**に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合

② 乗継地または目的地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗した航空機が、乗継地または目的地に到着後**6時間以内**にその航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が受け取れなかったために、乗継地もしくは目的地に到着してから**96時間以内**に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合

航空機が遅れて



航空機遅延
保険金

お支払いする場合

① 出発地から搭乗する予定であった航空機の**6時間以上**の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から**6時間以内**に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合

② 搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から**6時間以内**に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合

・宿泊施設の客室料 ・交通費*7 ・渡航先での各種サービス取消料 ・食事代

*7 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

保険期間 **31** 日まで

のみの補償

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

海外旅行開始前に
治療を受けたことが
ある病気が
急激に悪化して



疾病に関する
応急治療・
救援費用担保
特約に係る
治療・救援費用
保険金

治療費用部分

お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*8により医師の治療を受けられた場合

救援費用部分

お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*8により**3日以上***9続けて入院された場合

*9 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

※治療費用部分・救援費用部分共通のご注意

*8 症状の急激な悪化とは?

海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方が予め予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

※対象となる費用、損害額の詳細については「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご確認ください。

保険期間 **3** か月超

のみの補償

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

オブ
ション

旅先から一時的に
帰国して



緊急一時
帰国費用
保険金

お支払いする場合

保険の対象となる方が海外渡航期間中(一時帰国している期間を除きます。)に、保険の対象となる方の配偶者*11もしくは2親等内の親族の死亡、危篤または搭乗した航空機・船舶の遭難・行方不明により、保険の対象となる方が一時帰国された場合

※上記の原因が生じた日からその日を含めて**10日を経過した日までに**一時帰国され、かつ、帰国した日からその日を含めて**30日以内**に再び海外の滞在地に戻られた場合に限り、かつ、同一原因により複数回帰国された場合は、2回目以降の帰国費用はお支払いできません。ただし、同一配偶者*11・同一の2親等内の親族の危篤により2回以上帰国された場合で、2回目の一時帰国よりその日を含めて**30日以内**に死亡された場合の2回目の一時帰国については保険金お支払いの対象となります。

※家族緊急一時帰国費用追加担保特約をセットすることで、帯同する家族の緊急一時帰国も対象とすることができます。

*10 6親等内の血族、配偶者*11または3親等内の姻族をいいます。

*11 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚約とは異なります。)

① 婚姻意思*12を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること



「海外旅行中」とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が海外旅行(海外への留学またはワーキング・ホリデー等)の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、弊社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金のお支払い額

お支払い額

(携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額*3

- ※乗車券等は合計で5万円を限度とします。
- ※旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。
- ※お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。
- ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。
- ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

*3 損害額とは?

損害が生じた携行品の時価額*4とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額*4のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地に負担した場合に限ります。交通費、宿泊施設の客室料も含まれます。)、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険事故の後に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。

*4 時価額とは?

再取得価額*5から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。

*5 再取得価額とは?

保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。

お支払い額

1回の事故につき3万円(定額)をお支払いします。

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

お支払い額

1回の事故について、保険の対象となる方が下表のaからcに該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
a 宿泊施設の客室料	3万円
b 交通費*7もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
c 食事代	5,000円

※渡航先での各種サービス取消料等を除き、左記①の場合は出発地(着陸地変更の場合はその着陸地)、左記②の場合は乗継地において負担した費用に限ります。

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

保険金をお支払いしない主な場合

- P.12に記載の①~④に加え、たとえば、
- ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害
 - ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い
 - ・携行品の置き忘れまたは紛失*6
 - ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に生じたその運動用具の損害
 - ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害
 - ・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査等)での錠の破壊はお支払いの対象となります。)

*6 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

- P.12に記載の①~④に加え、たとえば、
- ・ご契約者、保険の対象となる方の法令違反
 - ・保険金受取人の法令違反
 - ・地震、噴火またはこれらによる津波

保険金のお支払い額

お支払い額

実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額

お支払い額

ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*10の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額たとえば
 ① 救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救援者3名分まで)
 ② 救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名分かつ救援者1名につき14日分まで)

※保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救援費用部分合計で300万円限度となります。ただし、治療・救援費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救援費用保険金額を限度とします。
 ※海外旅行中に医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用に限ります。また、住居(保険の対象となる方が入院した最終目的の国)の病院または診療所を含みます。)等に帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。

保険金をお支払いしない主な場合

- たとえば、
- ・海外旅行終了後に治療を開始した場合
 - ・治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合
 - ・海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。)
 - ・海外旅行中も支出することが予定されていた次の費用たとえば
 - ・透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカ、人工肛門、車椅子その他器具等の継続的な使用に関わる費用
 - ・インスリン注射その他薬剤の継続的な使用に関わる費用
 - ・温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用
 - ・あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用
 - ・運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用
 - ・臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用
 - ・眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用
 - ・毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用
 - ・不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用

保険金のお支払い額

お支払い額

ご契約者または保険の対象となる方が支出した下記の費用のうち社会通念上妥当と認められる金額
 ※1回の帰国について緊急一時帰国費用保険金額が限度となります。
 ① 往復の航空運賃等の交通費
 ② 一時帰国行程、一時帰国地における宿泊施設の客室料(14日分まで)および諸雑費(国際電話料等通信費、渡航手続費、一時帰国した地における交通費等)。ただし、1回の一時帰国について、合計して20万円を限度とします。
 ※ご契約者または保険の対象となる方が勤務先の慶弔規程等により給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額になります。

保険金をお支払いしない主な場合

- P.12に記載の①、②に加え、たとえば、
- ・保険料領収前または海外渡航期間開始前に配偶者*11もしくは1親等の親族が入院された場合等、死亡・危篤の原因となる病気等が発生していた場合
 - ・死亡・危篤の原因となるケガもしくは病気または航空機・船舶の遭難・行方不明が発生した時以前に購入または予約がなされた航空券等を利用して一時帰国された場合

*12 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。


- ①**帰国予定**：帰国予定のない方や海外に永住される方を保険の対象となる方とする保険契約はお申込みいただけません。そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がありますので、予めご了承ください。
- ②**旅行先での運動**：次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。
- ・旅行先でピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
 - ・旅行先で航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）を操縦される場合（ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。）
 - ・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合
- ③**旅行先でのお仕事**：次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。
- ・旅行先で危険なお仕事（たとえば、プロボクシング・プロレスリング等）に従事される場合
- ④**補償の重複について**：
- ・賠償責任危険担保特約、治療・救援費用担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
 - ・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。*2
- *1 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。
- *2 1 契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。
- ⑤**保険料領収証**：保険料払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。
- ⑥**保険証券、保険契約証または被保険者証について**：代理店または弊社にてご契約のお手続きをされたにもかかわらず、保険証券、保険契約証または被保険者証が旅行出発前に届かないときは、お手数ながらご契約の代理店または弊社へお問い合わせください。お問い合わせに際しましては、領収証番号・保険の種類・保険期間およびご契約の代理店名をご連絡願います。なお、保険証券、保険契約証または被保険者証をお渡すまでにはお時間がかかる場合がありますので、お早めにお申込みいただきますようお願いいたします。
- ⑦**ご契約者について**：未成年*3の方はご契約者にはなれませんのでご注意ください。
- *3 以下の場合には未成年の方でもご契約者となることができます。
1. 既婚者（離婚されている場合を含む）
 2. 18歳以上の有職者
 3. 上記以外の未成年者のご署名とともに親権者（両親がいる場合は両名）の同意署名をいただける場合
- ⑧**留学先、ワーキング・ホリデー先から保険加入を求められている場合について**：留学先、ワーキング・ホリデー先によっては、日本の保険会社で加入された海外旅行保険とは別に、現地の医療保険等への加入が義務付けられる場合があります。また、補償の範囲や補償の金額（保険金額）に一定の基準を設けていることがあり、弊社の海外旅行保険ではこの基準を満たさない場合があります。お客様ご自身で基準をご確認いただいたうえで、お申込みくださいますようお願い申し上げます。
- ⑨**海外における契約内容変更手続きについて**：
- 【延長】保険期間の延長は満期（終期日）前までに必ずお手続きください。海外滞在中に保険期間の延長等の契約内容変更が必要となった場合は、日本にいらっしゃるご家族、ご友人等に代理人となっただきご契約の代理店または弊社に延長の手続きをお申し出ください。ただし、保険金支払状況・告知内容により、ご契約の延長ができない場合がありますので、予めご了承ください。
- ※保険期間が2年を超える場合、延長の契約内容変更手続きはできません。
- お支払いいただく追加保険料の算出方法
 追加保険料＝延長後の保険期間に対応する適用保険料－現存契約の保険期間に対応する適用保険料
- 【解約】保険期間中に予定を変更し早めにご帰国する場合はご契約の代理店または弊社にご連絡ください。
- ⑩**付保証明書について**：保険証券、保険契約証または被保険者証とは別に付保証明書の発行を必要とされる場合には、ご契約の代理店または弊社までお申し出ください。

このパンフレットは海外旅行保険の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳細は『海外旅行保険あんしんガイドブック』および『海外旅行保険普通保険約款および特約』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または弊社までお問い合わせください。ご契約者と保険の対象となる方が異なる場合は、このパンフレットの内容を保険の対象となる方全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。なお、弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。

 **0120-868-100**

受付時間：平日・土日祝 午前9時～午後6時（年末・年始を除く）

お問い合わせ先

(株)京滋エージェンシー

住所：京都市下京区奈良物町358日新火災京都ビル9F

TEL：075-744-0883

FAX：075-744-0884

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp



マングローブ植林等の様子をご覧ください。

www.tokiomarine-nichido.co.jp/world/greengift/about/